

平成26年
第3回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第1号

平成26年11月20日（木曜日）

議事日程 第1号

11月20日午後2時25分開議

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期決定の件

日程第3、報告第1号

出席議員（11人）

議 長	12番	内 海	英 德	君
副 議 長	6番	前 田	清 貴	君
	1番	千 葉	正 威	君
	2番	和 田	順 義	君
	3番	高 田	静 夫	君
	4番	秋 元	智 憲	君
	5番	北 野	義 紀	君
	7番	包 國	嘉 介	君
	8番	小 林	郁 子	君
	9番	池 田	隆 一	君
	10番	佐 藤	禎 洋	君

欠席議員（1人）

11番 道 見 重 信 君

列席者

管理者	北海道知事	高 橋	はるみ	君
	代表監査委員	竹 谷	千 里	君

出席説明員

専任副管理者	田	中	実	君	
副 管 理 者	貞	村	英	之	君
会 計 管 理 者	石	橋	秀	規	君
総 務 部 長	編	田	和	久	君
振 興 部 長	藤	田	謙	二	君
参事(総務担当)	松	嶋	利	雄	君
参事(管理担当)	上	田		均	君
参事(企画振興担当)	堂	屋	敷	誠	君
参事(計画担当)	木	原	俊	哉	君
参事(施設担当)	京	谷	滋	俊	君
出 納 室 長	舟	生	洋	美	君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	松	嶋	利	雄	君	
書 記 (同)	笠	卷	周	一	郎	君
書 記 (同)	三	谷	圭	弘	君	

午後2時24分開会

1. 開 会

○議長(内海英徳君) それでは、ただいまより本日招集されました平成26年第3回定例会を開会いたします。

1. 開 議

午後2時25分開議

○議長(内海英徳君) これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(内海英徳君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

北	野	義	紀	君
千	葉	正	威	君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長(内海英徳君) 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（松嶋利雄君） 管理者から提出のありました議案は、報告第1号であります。

このほか、管理者から資金不足比率について報告がありました。

また、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

○議長（内海英徳君） この際、ご報告をいたします。

議員派遣の決定につきまして、会議規則第96条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（内海英徳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

今定例会の会期は、本日11月20日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海英徳君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、報告第1号

○議長（内海英徳君） 日程第3、報告第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者田中実君。

1. 報告第1号の説明

○専任副管理者（田中実君） ただいま議題となりました報告第1号、平成25年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件につきましてご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計決算及び附属書類をごらんください。

初めに、一般会計について、その主なものをご説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の分担金及び負担金につきましては、各母体からの負担金といたしまして19億4449万5000円、第2款の使用料及び手数料につきましては、岸壁等使用料や入港料などといたしまして5337万3989円、第3款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金といたしまして1億6520万2370円、第5款の繰越金につきましては、前年度決算剰余金といたしまして8607万3980円、第7款の組合債につきましては、国直轄事業負担金や補助事業に対しての港湾事業債といたしまして3億7560万円であり、歳入決算額の合計は、26億2545万9562円となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

まず、第2款の総務費につきましては、人件費、庁費、施設管理費などといたしまして3億5621万

8541円、第3款の港湾建設費につきましては、国直轄事業負担金や補助事業などに要した経費といたしまして6億6012万8661円、第4款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして11億5206万1642円、第5款の諸支出金につきましては、港湾整備事業特別会計への繰出金といたしまして3億7321万1560円であり、歳出決算額の合計は25億4974万8616円となっております。

したがって、歳入歳出の差し引き残額につきましては、表の下の欄外にございますとおり7571万946円となり、この差し引き残額につきましては、平成26年度の繰越金として計上する予定であります。

次に、港湾整備事業特別会計について、その主なものをご説明いたします。

3ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の使用料及び手数料につきましては、荷役機械使用料及び港湾施設用地等使用料などとして4億1951万15円、第2款の財産収入につきましては、財産売り払い収入などとして43億3095万4285円、第3款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として3億7321万1560円、第5款の組合債につきましては、港湾事業債として1億700万円であり、歳入決算額の合計は52億3421万2956円となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

まず、第1款の総務費につきましては、人件費、施設管理費などとして2億4573万796円、第2款の港湾建設費につきましては、公有財産購入費などとして8億4636万1075円、第3款の公債費につきましては、組合債の元利償還金として41億4212万1085円であり、歳出決算額の合計は52億3421万2956円となっております。

したがって、歳入歳出額は同額であり、差し引き残額は生じておりません。

続きまして、主要な施策の成果について、その主なものをご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算説明書（主要な施策の成果）をごらんください。

まず、一般会計についてでございますが、6ページをお開きください。

総務費につきましては、人件費や事務所の管理経費などの一般管理費、港湾施設の維持管理を行うための施設管理費、さらには、監査委員費から成っております、これにより、港湾施設の管理運営業務を実施したところでございます。

次に、7ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、国直轄事業の施行に伴う港湾管理者の負担金や管理組合が施行する補助事業などにより、本港の水域施設、係留施設等港湾施設の整備を実施したところでございます。

次に、13ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計についてでございますが、総務費につきましては、人件費などの一般管理費のほか、埠頭用地、荷役機械、上屋及びひき船などの維持管理を行うための施設管理費から成っております、これらにより、特別会計において運営している港湾施設の維持管理を実施したところでございます。

以上、ご説明申し上げました平成25年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を受けようとするものでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内海英徳君） 次に、決算審査意見に関し、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員竹谷千里君。

○代表監査委員（竹谷千里君） 平成25年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の審査につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付されたところでございます。

決算の審査に当たりましては、決算の計数が関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であるか、また、予算の執行が経済的かつ効率的になされているか、さらに、収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正に処理されているかといったことに重点を置きまして、定期監査及び例月出納検査の結果なども踏まえまして慎重に審査いたしました。

その結果、歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類並びに石狩湾新港管理組合指定金融機関の公金取扱高と符合いたしまして、相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務につきましては、総体として適正に執行されたものと認めたとところでございます。

以上が決算審査の概要でございます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（内海英徳君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 日本共産党を代表して、質問します。

報告第1号、平成25年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算にかかわる件について尋ねます。

私の今回の質問は、港湾計画改訂のうち、西地区のマイナス12メートルバース関連事業に絞って行います。

単独事業の委託料として、港湾計画検討業務の4114万円について伺います。

港湾計画検討業務の成果品の中で、西地区で新規施設としてマイナス12メートル岸壁が位置づけられています。新規の根拠として、和食の世界遺産登録によって、日本米の海外需要の増加が期待されるとして、本港の背後地で空知や上川地方が道内屈指の米の生産量を誇っており、道産米の輸出が本港で取り扱われると期待しています。また、原発事故により、再生可能エネルギーへの社会的需要が拡大していくので、本道は風力発電に適しているため、機材の輸入が新たに期待できるとしています。

本年の第2回定例会で、私は、港湾計画改訂に関して質疑を行い、新規に計画されているマイナス12メートル岸壁とその背後地に既に計画されている6.6ヘクタールの造成に係るお金は、総額73億円との説明を受けておりました。本年の第2回定例会では、輸出米の増加と風力発電機材の根拠については、管理者は期待を述べるだけで、かみ合った答弁ではありませんでした。

現在でさえ、総事業費245億円をかけたマイナス14メートルバース関連事業で計画どおりの貨物が取り扱われず、起債償還中の管理者負担が62億円にも及ぶことが明らかになっているのに、新たなバルク貨物を取り扱うと称して新規にマイナス12メートル岸壁とその背後地に既に計画されている6.6ヘクタールの埠頭用地を造成することは、新たな無駄遣いとなり、また新たな地元負担を生むことになり、認められるものではありません。管理者の見解を求めるものです。

私は、第3回定例会に向けて、新たなバルク貨物のため、マイナス12メートル岸壁と背後の埠頭用地6.6ヘクタールが新規に必要なかどうかを調査し、管理組合ともやりとりを行ってきたところです。管理組合の認識も深まったと考えられますが、それでもなお、今年度中に行う予定の港湾計画改訂の項目に新規にマイナス12メートル岸壁を位置づけるのか。取りやめるべきと考えますが、管理者の見解をお聞かせください。

次に、輸出米が飛躍的に伸びるとしている問題で伺います。

現在、北海道から輸出されている道産米は、北海道港湾統計年報によると1万5080トンにすぎません。ところが、道産米の輸出は、港湾計画改訂の目標年次の10年後から15年後には12万トンになるとのことです。その根拠は、全国の米の生産量から国内での消費量を差し引いた225万トンが、全部、輸出米になるとのことです。しかも、食糧支援米は含まれていません。道産米が飛躍的に伸びる根拠が、全国の生産量から国内での消費量を差し引いた225万トンが、全部、輸出米になるとのことですから、どうして差し引きの全量が輸出になるのか、その根拠を説明してください。

次に、本港における米穀類と輸出米の取扱量について尋ねます。

港湾統計上の貨物の分類では、米穀類は、平成18年の5万358トンピークに減少しており、平成25年は5186トンです。平成18年以降の本港における米穀類とその中の輸出米の取扱量の推移について暦年ごとに説明してください。

また、平成18年以降の本港からの輸出米はどこの国のどの港に向けて輸出しているのか、お聞かせください。

道産米の増加を中国や東南アジアを輸出先として期待していますが、関税その他の輸入規制についてそれぞれの国がどうなっているか、説明してください。

農林水産省の日本産米輸出ハンドブック平成21年度版によれば、輸出米の輸送形態はコンテナの混載となっていますが、本港からの輸出米の輸送形態はどうなっているのか、どのバースを使用しているのか、その量にも触れて説明してください。

次に、風力発電機材について尋ねます。

管理組合の説明は、全国の風力発電導入可能量2880万キロワットのうち、北海道の日本海側の割合15.9%を乗じ、風力発電の導入可能量を458万キロワットと推計しています。この根拠は、政府の平成22年度新エネルギー等導入促進基礎事業調査報告書、いわゆる風力エネルギー導入可能量に関する報告書です。これは、あくまでも発電可能最大値を前提にしていることです。風車1基の発電規模を2000キロワットとして、本港経由の導入可能基数は2290基、耐用年数を30年とすれば、年間76基が建設される計算です。これらの機材の年間取扱量は、12万フレートトンになるとの説明です。

お尋ねしますが、北海道電力の年間の発電可能量は833万キロワット、2013年12月1日現在の発電

量は754万7975キロワットです。現在の発電量の6割が10年から15年後に風力発電によって賄われる計算です。原発を廃止し、これが実現できれば、こんな結構なことはありません。

しかし、実際にこんなことがあり得るのか。しかも、北電は、2012年の固定価格買い取り制度が始まってから、太陽光2000キロワット以上の計画87件、156万キロワットを受け付けましたが、上限40万キロワットしか送電線に接続できない、残りの4分の3は接続を拒否する以外にないとのことです。また、北電は、10月に再生可能エネルギーの新規の買い取りを中断すると発表しました。

まず、これらの点について、管理者の見解を求めるものです。

風力発電に関してはどうか。76基の風車の機材が輸入されると仮定しても、北電に買い取ってもらうことが前提です。仮に買い取り中断がなくとも、北電の風力連系可能量、買い取り可能量は、56万キロワットに対し、平成25年現在、風力発電から既に31.6万キロワットを買い取りしていますから、あと24万4000キロワットしか枠がなく、新港が取り扱うとしている区域の風力発電の割合から言えば、あと12万キロワットしか枠がなく、風車で言えば60基分しか買い取ってもらえないということになります。まして、76基の機材が毎年、毎年、輸入され、これらが全て稼働するとは到底考えられません。

管理者はどのような見解をお持ちか、お聞かせください。

日本共産党は、原発を廃止し、地球温暖化の要因である化石燃料の火力発電の比重を下げ、再生可能エネルギー、自然エネルギーで電力を賄うことは望ましいと考えています。しかし、現在の安倍内閣の方針からいって、直ちにとはならず、現実的に考えても石狩湾新港管理組合の計画はあり得ない話です。いかがでしょうか。

道内における発電量の現状に鑑み、10年から15年後に現在の発電量の6割が風力発電によって賄われることがあり得るのか、説明を求めるものです。

これがあり得ないとなれば、風力発電機材の年間取扱量12万フレートトンに根拠のない貨物予定量となり、マイナス12メートルバースの根拠は崩れることとなります。根拠のない貨物量を前提に港湾計画改訂をすべきではありません。管理者の見解をお聞かせください。

マイナス12メートルバース関連事業に投入される税金73億円について伺います。

8月7日の第2回定例会の私の質問に対し、管理者は、マイナス12メートルバース関連事業の起債償還は使用料収入を充て、償還期間中の公債費償還額は約38億円、使用料収入は約22億円で、起債償還期間中の管理者負担は16億円になる見込みと答えています。

しかし、管理者負担がこの程度で済むのかという疑問がありますので、お尋ねします。

バルク貨物ごとの使用料収入の詳しい内訳を説明してください。

先ほど指摘したように、新たなバルク貨物の取扱貨物量は過大見積もりで、果たして使用料収入をどのように推計しているのか、疑問がありますので、詳しく説明してください。

我が党は、新規のマイナス12メートルバースを建設しなくても、マイナス14メートルバースとその背後地の4.2ヘクタールの荷さばき地で新たなバルク貨物は取り扱うことができると考えています。

管理組合のこれまでの説明どおりの新たなバルク貨物取扱量ではなく、本港の輸出米の取扱量が直近3カ年の実績の平均で推移したら、また、風力発電機材が初年度のみ76基取り扱われ、2年以降、

皆無となれば、管理者負担はどうなりますか。管理者負担は、16億円では済まないことになるのでは
ありませんか。詳しくお答えください。

再質問を留保して、終わります。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員の質問にお答えいたします。

初めに、港湾計画改訂に関し、まず、西地区のマイナス12メートル岸壁などについてでございますが、今回検討を進めている西地区のマイナス12メートル岸壁などにつきましては、現在、国や関係機関と調整を図っているところでありますが、今回の改訂に係る事業につきましても、実施に当たっては、その時々
の社会情勢を見きわめ、事業の重要性や緊急性を十分に検討し、各母体と協議を行うとともに、効果的、効率的な執行により、より一層のコスト縮減を図るなど、母体負担の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、マイナス12メートル岸壁などの計画についてでございますが、港湾計画の改訂に当たりましては、マイナス12メートル岸壁を含め、取扱貨物量やこれらに対応した施設の規模などについて、現在、国や関係機関と調整を図っているところでございますが、今回検討を進めている西地区のマイナス12メートル岸壁につきましては、風力発電施設の輸入、米や石材の輸出の利用を検討しているところであり、管理組合といたしましては、再生可能エネルギーの導入拡大という観点からも必要なものと考えているところでございます。

次に、道産米の輸出に関し、まず、米の輸出の推計についてでございますが、国においては、世界的な日本食の広がりやアジア諸国などにおける経済発展に対応し、国内における高品質な農水産品の海外販路を拡大することとしております。また、余剰米の増加により、今後、国外への新規市場開拓に向けた動きが活発化することを管理組合として見込んだところであり、その貨物量の推計につきましては、現在、国や関係機関と調整を図っているところでございます。

次に、米穀類などの取扱量についてでございますが、平成18年の米穀類の取扱量につきましては5万358トンで、そのうち輸出米の取扱量は1万1107トン、19年、2万8866トンで、そのうち8878トン、20年、3万9628トンで、そのうち1万2416トン、21年、4万7449トンで、そのうち2万2519トンでございます。また、22年、1万8922トンで、輸出米の取り扱いはございません。23年、2万7436トンで、そのうち13トン、24年、2万6410トンで、そのうち1万402トン、25年、5186トンで、そのうち159トンとなっております。

次に、輸出米の輸出国などについてでございますが、アジアにおいては、韓国の釜山港、中国の香港港、シンガポールのシンガポール港、インドネシアのジャカルタ港、タイのレムチャバン港、インドのハルディア港、極東におきましてはロシアのウラジオストク港、アフリカにおきましてはベナンのコトヌ港、タンザニアのダルエスサラム港、ガンビアのバンジュール港、コンゴ民主共和国のマタディ港、リベリアのモンロビア港、中米におきましてはハイチのカパイシアン港など、13カ国、13港に輸出しているところでございます。

次に、輸出米の関税などについてでございますが、現在、想定している主な輸出相手国の関税につきましては、台湾は米1キログラム当たりの関税額が45台湾ドル、香港及びシンガポールはゼロでござ

ございます。中国につきましては、関税率が輸入割り当て枠のある企業は14.1%、枠のない企業は86.5%となっております。また、それぞれの輸入規制につきましては、台湾は検疫に係る証明書を添付する必要があり、香港とシンガポールについては不要となっております。中国につきましては、検疫に係る証明書の添付に加え、精米は、同国の許可を受けた工場で行う必要があり、農林水産省に登録された倉庫でくん蒸処理を行った上で輸出することとなります。

次に、輸出米の輸送形態などについてでございますが、一般貨物船での輸出につきましては、樽川2号岸壁を使用しており、取扱量につきましては、平成18年、1万1107トン、19年、8878トン、20年、1万2416トン、21年、2万2518トン、24年は1万340トンとなっております。また、コンテナでの輸出につきましては、花畔1号岸壁を使用しており、取扱量につきましては、平成21年、1トン、23年、13トン、24年、62トン、25年は159トンとなっております。

次に、風力発電機材に関し、まず、再生可能エネルギーの取り扱いについてでございますが、固定価格買い取り制度の導入以降、太陽光発電の急速な導入拡大に伴い、北海道電力株式会社が現状における系統設備の容量や需給調整力の限界などから、再生可能エネルギーの発電設備の接続をこれ以上受け入れることが困難となっていることにつきましては承知しているところでございます。

北海道電力株式会社を含む全国5電力会社のこうした接続問題は、今後の再生可能エネルギーの最大限導入に大きな制約となるおそれがありますことから、経済産業省では、電力会社の接続可能量の検証や拡大方策などについて審議を行うため、新たにワーキンググループを設置したところでございます。また、北海道では、北本連系の充実、送電網の整備などについて国に対して強く要望しているところであり、これらの取り組みにより、将来的に再生可能エネルギーの導入が拡大していくものと見込んでいるところでございます。

次に、風力の再生可能エネルギー買い取り枠についてでございますが、経済産業省では、送電網を強化するための実証事業や大型蓄電池を開発するための緊急実証事業が、また、北海道電力株式会社においては、北本連系設備の強化や風力発電の出力制御技術などの検討が進められているところでございます。このような取り組みにより、将来的に北海道電力株式会社の風力の再生可能エネルギーの買い取り枠が拡大していくものと考えているところでございます。

次に、再生可能エネルギーに係る国の方針についてであります。平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについては、2013年から3カ年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく、そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発などを着実に進めるとし、再生可能エネルギーの導入を明確に位置づけ、重点的に取り組むこととしており、管理組合といたしましては、将来的に再生可能エネルギーの導入が拡大されていくものと考えているところでございます。

次に、風力発電に係る貨物量の推計についてでございますが、国のエネルギー基本計画や送電網及び北本連系設備の強化などにより、将来的に再生可能エネルギーの導入は拡大していくものと考えており、管理組合といたしましては、経済産業省の資料を参考に適切に推計しているものと考えております。

なお、風力発電に係る貨物量につきましても、現在、国や関係機関との調整を図っているところで

ございます。

次に、マイナス12メートル岸壁関連事業に関し、まず、バルク貨物ごとの使用料収入についてでございますが、風力発電設備の輸入に係る岸壁使用料は、平成25年度の実績及び計画貨物量から荷役に必要となる係留時間を算定し、単価などを乗じて年間約3400万円、荷さばき地使用料は、使用時間に面積と単価を乗じて約4500万円と推計しており、起債償還期間中の累計では約16億円となります。また、米の輸出に係る岸壁使用料は、平成24年度の実績及び計画貨物量から風力発電施設と同様に算定して約900万円、荷さばき地使用料は約1800万円と推計しており、起債償還期間中の累計では約6億円となります。これらにより、使用料収入の合計を約22億円と見込んでいただいております。

最後に、バルク貨物の想定についてでございますが、議員のご質問のとおり、使用料に係る取扱量を、風車の機材については76基の輸入を初年度のみとし、輸出米については、平成23年から25年までの直近3カ年の実績をもとに試算いたしますと、起債償還期間中の公債償還額の累計は約38億円、使用料収入の累計は約1億円で、管理者負担金は約37億円となります。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 再質問させていただきます。

港湾計画改訂に関して、マイナス12メートルバースの必要性については、ただいま専任副管理者から詳しく説明があったとおりです。

伺いますが、今年度の港湾計画改訂の一つであるマイナス12メートルバース関連事業の貨物量は、先ほど来、述べているとおりですが、ところが、答弁では、輸出米や風力発電機材の貨物量の推計については、国や関係機関と調整を図っているとのこと。この結論が出ないうちに今年度中に港湾計画改訂を実施することは、無謀としか言いようがありません。来年の第1回定例会にでも、調整中の貨物の結論が出て、議会に対して説明できるとでも言うのでしょうか。説明してください。

次に、輸出米については、平成18年から25年までの実績について答弁がありました。輸出米については、答弁にあったように非常にふけさめが激しいことがわかります。その理由は何なのかを説明してください。

次に、今後、これまでの実績に多少プラスがあっても、輸出米について言えば新規の岸壁や埠頭用地は必要ありません。これは、本質問への答弁で明らかなように、樽川埠頭とコンテナヤードで十分に対応可能です。見解をお聞かせください。

次に、風力発電機材の見込みについては、架空の貨物量と言っても過言ではありません。だから、答弁でも、今回の港湾計画改訂目標年次である10年から15年後に、風力発電が本港経由の発電機材が毎年毎年76基分輸入されるとは言えず、津軽海峡の北本連系の拡大などで再生可能エネルギーの導入が進んでいくと言っても、それは将来的にとしか答えられないのです。

風力発電機材の見込みで、毎年76基分、これから30年間にわたって輸入されると断言できるのか、再度、説明してください。

次に、再生可能エネルギーの買い取り制度についてお答えがありました。この答弁は北電の受け売りで、全国で北電を含め、新たな受け入れ停止措置をとった五つの電力会社は、マスコミ報道でも明

らかなように、いずれも原発再稼働に異常に熱心な会社ばかりです。管理者が先ほどの答弁に固執するならば、原発再稼働を望んでいるととられてもいたし方ないものです。そんなことでいいのか、再度、見解を求めるものです。

また、答弁の二つの内容、津軽海峡の北本連系の拡大や需給調整力の限界を理由に挙げております。需給調整力の限界とは何のことを言っているのか、よくわかりません。具体的に説明してください。

この問題でのポイントは、北本連系の拡大がなければ、再生可能エネルギー買い取りの上限を拡大することができないのではありませんか。管理者の改めての見解を求めるものです。

最後に、財政負担について伺います。

ただいまの答弁で明らかなように、港湾計画改訂が必要な理由としての新たなバルク貨物量が、本質問で指摘したように輸出米の取扱量が直近3カ年間の平均で今後も推移し、また、風力発電機材が初年度のみ76基の輸入で次年度以降ゼロとなれば、管理者負担は合わせて37億円にも上るとのことでした。73億円の総事業費のうち、起債償還期間中の管理者負担が37億円となれば、この事業自体が必要のない事業であることのあかしになるのではないのでしょうか。現在でさえ、245億円のマイナス14メートルバース関連事業で62億円からの管理者負担が出ようとしているのに、これ以上の比ではない莫大な管理者負担が出る事業に新規に取り組むなど、言語道断です。

港湾計画改訂は、あくまでも計画であって、事業に着手するかどうかは別問題だと言いつけしても、道民を納得させることはできません。そうであるならば、平成25年度決算で港湾計画検討業務の委託料に見られるように、4114万円は無駄なことになるではありませんか。どちらに転んでも、港湾計画改訂のうち、マイナス12メートルバース関連事業は撤回することを求め、管理者の見解をお聞かせください。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員の再質問にお答えします。

初めに、港湾計画の改訂に関し、国などとの調整についてでございますが、港湾計画の改訂に当たりましては、改訂内容に係る国との調整のほか、関係機関や各母体との調整が必要となります。港湾計画の改訂につきましては、平成26年度末を目途にしているところであり、管理組合といたしましては、貨物量の推計などについて国などとの調整が図られた後、港湾計画の改訂を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、輸出来に関し、まず、輸出米の取扱量についてでございますが、輸出米のうち、一般貨物船で輸出されたものは、開発途上国への食料の援助を目的として年ごとに国が援助量を決定していることから、取扱量が増減するものと考えているところであります。また、コンテナ船で輸出されたものは、国外において北海道産米の販路拡大が進展していることから、取扱量が増加しているものと考えているところでございます。

次に、輸出来に係る岸壁などについてでございますが、現在、米の輸出につきましては樽川2号岸壁や花畔1号岸壁を利用しているところであり、そのうち、コンテナで輸出されたものにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、国外において北海道産米の販路拡大が進展していることから取扱量が増加しているものと考えているところであります。米の輸出における貨物量の推計につきまし

ては、国において農水産品の輸出拡大に向けた取り組みが進められるなど、今後、国外への新規市場開拓に向けた動きが活発化することを管理組合として見込んでいるところであります。

西地区のマイナス12メートル岸壁につきましては、米の輸出とあわせて、風力発電施設の輸入や石材の輸出の利用について検討しているところであり、これらの貨物につきましては、マイナス12メートルを必要とする大型船舶の利用が見込まれているところでございます。

次に、風力発電に係る貨物量の推計についてでございますが、国のエネルギー基本計画や送電網及び北本連系設備の増強などの取り組みにより、将来的に再生可能エネルギーの導入は拡大していくものと考えているところでございます。管理組合といたしましては、風力発電に係る貨物量を適切に推計しているものと考えておりますが、現在、国や関係機関と調整を図っているところでございます。

次に、再生可能エネルギーに関し、まず、再生可能エネルギーの取り扱いについてでございますが、国のエネルギー基本計画では、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、重要な低炭素の国内エネルギー源としており、再生可能エネルギーの導入を明確に位置づけ、重点的に取り組むこととしているところであります。北海道電力株式会社を含む全国5電力会社では、固定価格買い取り制度の導入以降、現状における系統設備の容量や需給調整力の限界等から、再生可能エネルギーの発電設備の接続をこれ以上受け入れることが困難となっており、現在、国において対応策が検討されているものと承知しております。

管理組合といたしましては、再生可能エネルギーの導入を図っていくことが必要なものと考えているところでございます。

次に、需給調整力についてでございますが、北海道電力株式会社では、電力需要の変化に合わせて発電出力を調整し、周波数や電圧を一定に保っておりますが、風力や太陽光発電は、気象条件によって発電出力が大きく変動するため、周波数や電圧への影響が懸念されているところでございます。現在、その対応について火力発電などで調整しているところですが、風力や太陽光発電の導入が拡大すると、その調整力が不足するおそれがあると承知しているところでございます。

次に、風力の再生可能エネルギー買い取り枠の拡大についてでございますが、北海道電力株式会社が行っている北本連系設備の増強はもとより、国などが行っている送電網の増強、大型蓄電池の開発や風力発電の出力制御などにより、将来的に北海道電力株式会社の風力の再生可能エネルギーの買い取り枠が拡大していくものと考えているところでございます。

最後に、マイナス12メートル岸壁関連事業の財政負担についてでございますが、今回検討を進めている西地区のマイナス12メートル岸壁などにつきましては、風力発電施設の輸入、米や石材の輸出の利用を検討しているところであり、管理組合といたしましては、再生可能エネルギーの導入拡大という観点からも必要なものと考えております。

なお、実施に当たりましては、その時々々の社会情勢を見きわめ、事業の重要性や緊急性を十分に検討し、各母体との協議を行うとともに、効果的、効率的な執行により、より一層のコスト縮減を図るなど、母体負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 再々質問させていただきます。

答弁を聞いて感ずるのは、質問にかみ合って、わかるように答弁されておりません。抽象的ではなく、具体的にかみ合った答弁をしていただくようお願いして、再々質問をいたします。

先ほどの再質問で、貨物量の推計が出ないうちに港湾計画改訂を実施するのはいかかとの指摘に対し、貨物量の推計などについて国との調整が図られた後、港湾計画の改訂を進めたいと考えているとの答弁でした。国との調整とのことですが、この中には各母体も含まれていると思いますので、各母体の同意が得られなければ港湾計画は改訂できないと理解されますが、管理者の見解を求めるものです。

輸出米については、樽川埠頭と花畔埠頭のコンテナヤードで十分であり、新規の埠頭や荷さばき地は必要ないとの指摘に、輸出米とあわせ、風力発電機材や石材の輸出の利用を検討しているというお答えでした。

しかし、石材の輸出は、管理者の説明によっても、港湾計画は大きく減少することはさきの第2回定例会の答弁で明らかです。石材の輸出が減少するのに、新規に岸壁を計画する理由に挙げるのは納得がいきません。説明してください。

輸出米についての答弁では、一般貨物船での輸出は発展途上国への援助米、だから、政府の方針によって、毎年、輸出量に大きな開きがあるとのことでした。この答弁を聞いていると、輸出米のうち、援助米は除いて道産米がいかに伸びていくかを検討しなければならないものと考えます。コンテナの混載での輸出が答弁のあったアジア各国の港湾へそれぞれどのくらい輸出されているかは、先ほどの答弁で輸出の実績が示されました。本港の輸出米が12倍の12万4000トンになると推計しているとのことです。このうち、援助米の輸出量は9000トンを見込んでいるとのことですから、アジア各国で評判がよいと言われている道産米は、これから11万5000トンにも膨れ上がる、輸出が伸びるということになり、平成25年実績159トンの723倍にもなるという驚くべき増大となるわけです。こうなる根拠を詳しく説明してください。

中国を含め、アジア各国で評判のよい道産米を伸ばすとすれば、それぞれの国ごとにどのような課題があると認識されているのでしょうか。競争相手の米の価格、日本産米は価格が高いことは知られていますが、その中でも日本産米の地域ごとの競争が非常に激しいと聞いています。例えば新潟産や宮城産などにどう打ち勝つかなどを含めて説明をしてください。

次に、風力発電についてです。

再答弁で、将来的に再生可能エネルギーは拡大していくと考えていると述べましたが、私もそのことは否定しません。ところが、本質問や再質問で繰り返し指摘しているように、本港経由の風力発電機材が、毎年76基分、30年間にわたって輸入し続けることがあり得るのか、問うているのです。これがフル稼働したら458万キロワットになります。現在の道内の需要量とほぼ同じです。管理者が、再生可能エネルギーは、将来、拡大すると言っていますが、将来の課題でなく、港湾計画の目標年次である10年から15年後にどれだけ拡大するのか、具体的にお答えください。

私は、当面、76基輸入になれば、その後は、当分の間、輸入はないと推察しますが、管理者の見解をお聞かせください。

最後に、財政負担についてです。

再三、指摘しているように、港湾計画改訂で新規に計画するマイナス12メートルバースは必要ない、計画の撤回を求めよとの要求にはお答えがありません。しかし、新たなバルク貨物をあげてこの理由を合理化しようとしています。

しかし、石材の輸出はマイナスの推計、輸出米についても、評判のよい道産米は、先ほど引用したように11万5000トンで平成25年実績の723倍です。果たしてこんなに伸びるのかと疑いたくなるような貨物量です。さらに、風力発電機材については、架空と言ってもいい貨物量の推計です。だから、先ほどの答弁にあったように、73億円の総事業費にもかかわらず、起債償還中の管理者負担が37億円というとても公共事業とは言えない財政負担になってしまいます。こういうことを前提にしてのマイナス12メートル岸壁を新規に計画することが正しいのかが問われているのです。

この指摘に、再度、かみ合った管理者の答弁を求めるものです。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、港湾計画の改訂についてでございますが、今回の改訂につきましても、前回の改訂と同様に各母体などとの協議を経て策定することといたしております。

次に、マイナス12メートル岸壁についてであります。西地区のマイナス12メートル岸壁では、風力発電施設の輸入や米及び石材の輸出を見込んでおり、これらの貨物につきましては大型船舶の利用が見込まれていることから、マイナス12メートル岸壁の検討を進めているところでございます。

次に、輸出米に関し、まず、輸出米の取扱量についてでございますが、国内では、人口の減少に伴い、米の需要が低下していくものと予想されており、国においては農産品の輸出拡大に向けた取り組みが進められるなど、今後、国外への新規市場開拓に向けた動きが活発になることが予想されます。

管理組合におきましては、米の生産量や消費量及び人口などから将来における米の需要量と供給量を予測し、輸出量として見込んでいるものでございます。

なお、輸出米にかかわる貨物量につきましても、現在、国や関係機関と調整を図っているところでございます。

次に、輸出米の課題などについてでございますが、台湾、香港、シンガポールについては、関税などにかかわる障害はありませんが、中国については、輸入割り当て枠のない企業が輸入する場合の関税率や、また、検疫に係る条件により、精米工場等が制限されるなどの課題があると考えているところでございます。また、道産米の品質は、年々向上し、国内を代表する米の生産地として定着してきており、道などが海外において道産米の販路拡大に向けたプロモーション事業を展開しているところでございます。今後のさらなる輸出促進のためには、物流に係るコスト低減による競争力の向上を図っていく必要があるため、海上輸送の果たす役割は大きいものと考えているところでございます。

次に、風力発電に関し、まず、港湾計画の目標年次における再生可能エネルギーの拡大についてでございますが、現在改訂中の港湾計画は、平成40年代前半を目標年次として策定しているところであります。平成22年に国において策定されたエネルギー基本計画では、平成42年の再生可能エネルギーの割合は約2割を目指すとされており、さらに、平成26年4月に改訂されたエネルギー基本計画では、

それをさらに上回る水準の導入を目指すと言われていたところでもあります。

管理組合といたしましては、国のこのような計画に沿って、今後、道内の再生可能エネルギーの導入拡大が図られていくものと考えております。

次に、風力発電の輸入についてでございますが、風力発電の貨物量につきましては、想定される再生可能エネルギーの導入量をもとに年間の取扱量として推計したものであり、管理組合といたしましては、適切に推計しているものと考えているところでございます。

最後に、マイナス12メートル岸壁の財政負担などについてでございますが、西地区のマイナス12メートル岸壁などにつきましては、風力発電施設の輸入、米や石材の輸出の利用を検討しているところであり、その取扱貨物量やこれに対応した施設の規模などについては、現在、国や関係機関と調整を図っているところでございますが、管理組合といたしましては、適切に推計しているものと考えております。

また、実施に当たりましては、その時々々の社会情勢を見きわめ、事業の重要性や緊急性を十分に検討し、各母体と協議を行うとともに、効果的、効率的な執行により、より一層のコスト縮減を図るとともに、母体負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この計画は、現在、国などと調整中であり、変更が生じた場合には、速やかに議員の皆様にご報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 以上で、通告のありました質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（内海英徳君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 日本共産党を代表し、報告第1号は、不認定の討論を行います。

本定例会の私の質問は、港湾計画改訂のうち、西地区のマイナス12メートルバース関連事業に絞って行いました。

質疑で明らかとなりましたが、マイナス12メートル岸壁を新たに計画し、既定の6.6ヘクタールの埠頭用地とあわせ、73億円かけて造成する必要は全くありません。

管理者は、計画決定することと事業に着手することは別問題だと言いわけしますが、先ほど指摘したように、平成25年度決算で明らかなように、委託した港湾計画改訂業務だけでも4114万円の税金がつぎ込まれているのです。これだけのお金をかけておきながら、平成9年の港湾計画改訂で決められた西地区の6.6ヘクタールの埠頭用地のように、想定した貨物が見込めないために、事業着手が15年以上にわたって見送られていることの再現になるのではないのでしょうか。これが無駄遣いでなくて何でしょうか。

私は、計画されている港湾施設が事業着手できていないにもかかわらず、またマイナス12メートル岸壁を新たに計画するのは、母体負担を軽減することを真剣に考えていないからではないかと懸念す

るものです。本議会で何回も指摘しているように、245億円かけたマイナス14メートルバースが、想定した貨物が取り扱われず、起債償還に必要な財源は毎年1割も確保できず、これから19年後の起債償還完済まで62億円もの母体負担が生じようとしていることに何の痛みも感じていないあかしではないかと考えます。この二の舞をまたもや行おうとすることは許されません。

アジア各国で期待されているとはいえ、先ほど、道産米は、日本産米のうち新潟産米や宮城産米との競争が一番激しいと伺っていますが、それにどう対応するかということについては、道産米のことにしか触れていないわけですから、新潟や宮城も同じようなことをやっているわけで、どのようにして伸ばしていくかは具体的に見えてきません。

だから、平成25年の159トンから11万5000トンへと700倍以上に飛躍的に輸出米が伸びるのか、あらゆる角度から検討を加えなければなりません。にもかかわらず、一番の土台となっている国内での米の生産量から消費量を単純に差し引いた225万トンが全て輸出になる根拠をとうとう具体的に説明は、なされませんでした。

風力発電機材の輸入量に対しても、その根拠を政府の報告書に求めています。これは、あくまでも、北海道において風力発電が可能な地域、可能な量は幾らか、最大値を示したものにすぎません。それを本港で輸入される導入可能量最大の458万キロワットと推計し、これを計画に取り込む、このことが、現在の道内の電力需要量に匹敵する規模になるから、このことだけ考えただけでも、1基当たりの発電量2000キロワットの風車が2290基が30年間にわたって輸入し続ける、こういうことは到底考えられません。

だから、これらを前提にした港湾計画のマイナス12メートル岸壁を新たに計画することがどんなに実現性に乏しいものであるかは明らかです。そのために事業実施となれば73億円もの税金が投入される。これが無駄遣いになることは明らかです。加えて、起債償還の段階で37億円もの母体負担が心配される。こういう税金投入はすべきではありません。

最後に、本議会の時間の関係できわめられなかったのですが、港湾計画のその他の計画、コンテナヤードの再編と内貿ユニットロードターミナルの岸壁等の計画、また、東地区のリサイクル貨物輸送の効率化のための岸壁等の計画が果たして適切な計画なのかどうかも、今後、議会としてきわめられていくべき課題だと考え、このことを申し上げて、討論といたします。

○議長（内海英徳君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

それでは、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

これより、採決をいたします。

この採決は、起立によります。

本件を報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内海英徳君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（内海英徳君） これをもちまして、平成26年第3回定例会を閉会いたします。
午後3時30分閉会

